

発注体制を整備できない発注者に対する 支援のあり方

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

平成26年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)平成26年9月16日)資料

現状と課題

- 行政ニーズの多様化による受発注者業務負担の増大
- 定員削減等による若手職員の減少、退職者増加による業務負担の増大

論点① 地方公共団体における発注関係事務に係る体制や技術力等の実態は？

論点② 地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因は？

論点③ 地方公共団体に対する支援のあり方は？

検討の方向性

- アンケート調査により、地方公共団体の職員数や経験年数・資格保有の状況等から、発注者の体制、技術力を把握
- アンケート調査により、地方公共団体における発注関係事務の実施状況と実施できていない場合の要因を把握することにより、発注者の体制や技術力等との関係を把握
- アンケートにより得られた地方公共団体の要望等を、発注者協議会等において共有し、発注体制を整備できない地方公共団体に対する支援策等を検討

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

平成26年度 発注者責任を果たすための今後の
建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(第1回)平成26年9月16日)資料

地方公共団体における

- ① 発注関係事務に係る体制や技術力等
 - ② 発注関係事務の実施状況
 - ③ 発注関係事務を適切に実施するための要望等
- を把握するため、地方公共団体を対象にアンケート調査を実施

アンケート調査の目的

- アンケートの調査結果を集計・整理し、実態調査結果を地方公共団体にフィードバックすることで、団体自らの体制や技術力等の程度を自己認識してもらうための基礎資料とする
- 発注者協議会等においてアンケート調査結果を共有することにより、必要とされる支援策等を検討するための基礎資料とする

調査対象範囲

対象とする地方公共団体（平成26年4月5日現在）

- 都道府県 : 47団体
- 政令指定都市 : 20団体
- 市区町村 : 1, 721団体(市770、区23、町745、村183)

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

アンケート調査の概要

調査依頼文書発出
: 10月6日



提出期限
: 11月7日

アンケート調査の回答状況(平成26年11月19日時点)

・都道府県	39 / 47団体	(83.0%)	} 57 / 67団体 (85.1%)
・政令指定都市	18 / 20団体	(90.0%)	
・市区	580 / 793団体	(73.0%)	
・町	429 / 745団体	(57.6%)	
・村	93 / 183団体	(50.8%)	
計	1,159 / 1,788団体	(64.8%)	

論点① 地方公共団体における発注関係事務に係る 体制や技術力等の実態は？

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

発注関係事務に係る体制や技術力等の実態

(1) 発注者の体制の実態 (参考資料2:p7)

- 約5割の「村」が技術職員数0人であり、約6割の「町」と約9割の「村」が技術職員数5人未満である

	都道府県・政令市	市区	町	村
技術職員数 5人未満	0%	14%	55%	86%
うち、技術職員0人	0%	9%	31%	51%

- 約2割の「村」が工事契約件数20件未満である

	都道府県・政令市	市区	町	村
工事契約20件未満	0%	1%	4%	16%

(2) 発注者の技術力の実態 (参考資料2:p9)

- 約8割の「市区」と、ほぼ全ての「町」、「村」では、技術研修・講習会等を開催していない

	都道府県・政令市	市区	町	村
技術研修等を非開催	12%	75%	97%	98%

(3) 発注関係事務の負担の実態 (参考資料2:p11)

- 発注関係事務の事務量は、「調査・設計段階」と「工事施工段階」が他の段階に比べて多い

事務量 (人・日) の内訳		都道府県・政令市	市区
	調査・設計段階	24%	25%
	工事発注準備段階	22%	20%
	入札契約段階	12%	13%
	工事施工段階	34%	32%
完成後	8%	11%	

- 「都道府県・政令市」、「市区」では、「入札契約段階」で事務職員の事務量が多い
- 「町」、「村」では、全ての段階で事務職員の事務量が多い

事務 職員の 負担 割合		都道府県・政令市	市区	町	村
	調査・設計段階	17%	25%	45%	67%
	工事発注準備段階	16%	29%	50%	71%
	入札契約段階	46%	63%	67%	82%
	工事施工段階	8%	20%	42%	67%
完成後	12%	24%	48%	71%	

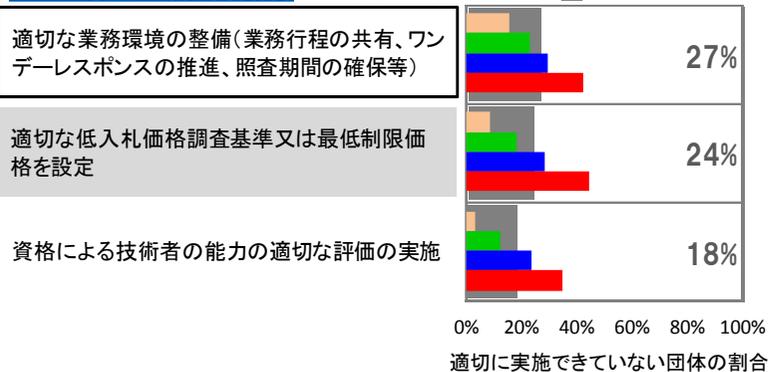
**論点② 地方公共団体における発注関係事務の
実施状況と実施できていない場合の要因は？**

論点③ 地方公共団体に対する支援のあり方は？

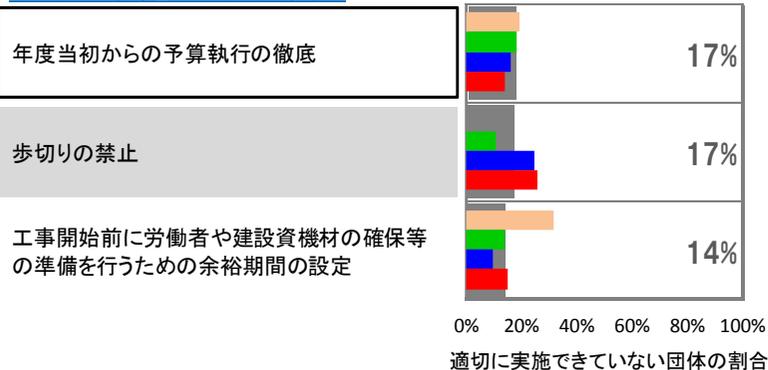
発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

適切に実施できていない発注関係事務

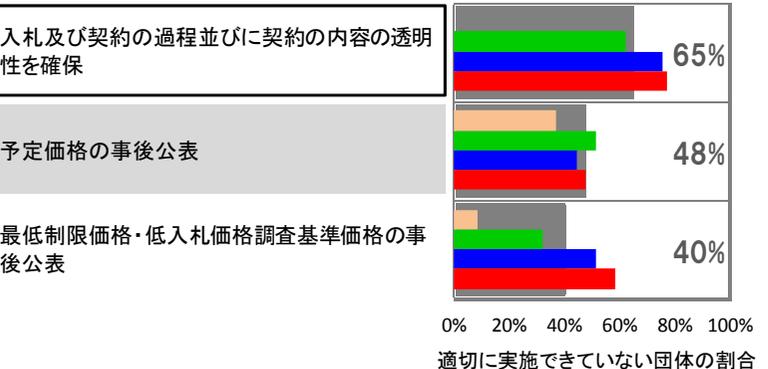
(1) 調査・設計段階 (参考資料2:p13,14)



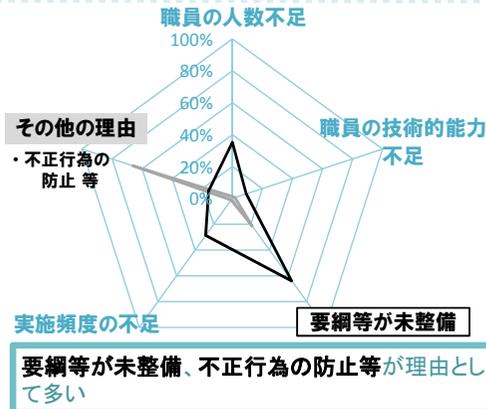
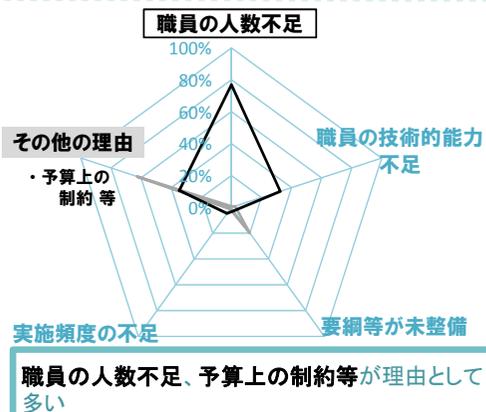
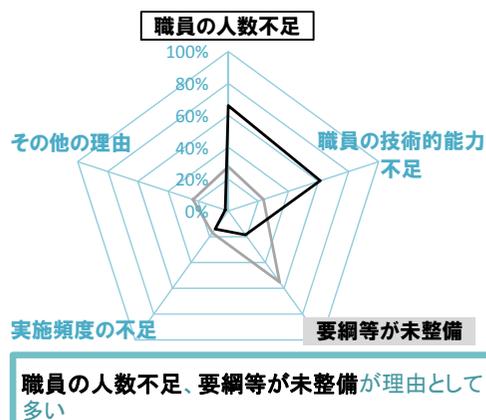
(2) 工事発注準備段階 (参考資料2:p15,16)



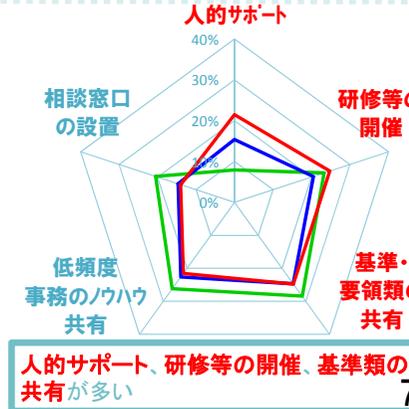
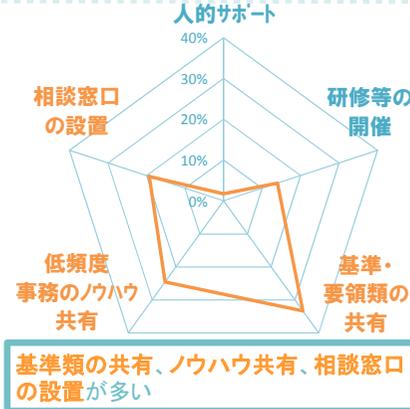
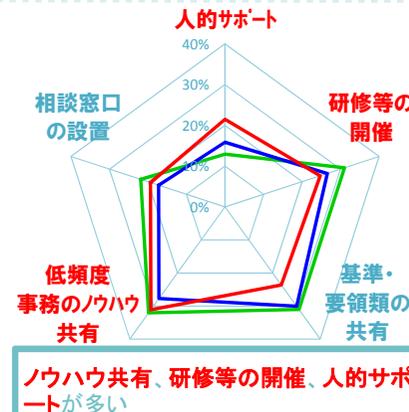
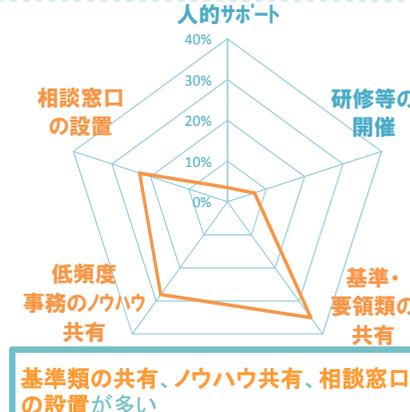
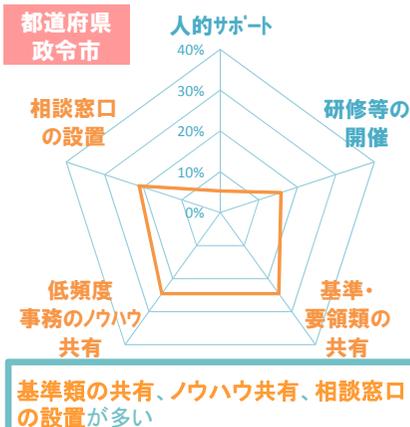
(3) 入札契約段階 (参考資料2:p17,18)



実施できていない理由



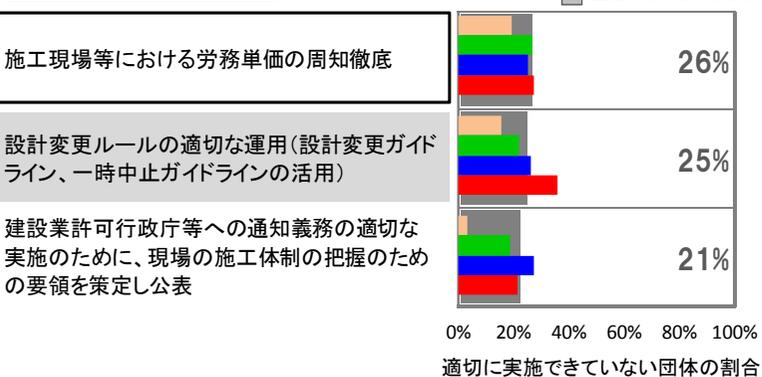
望まれる支援の内容



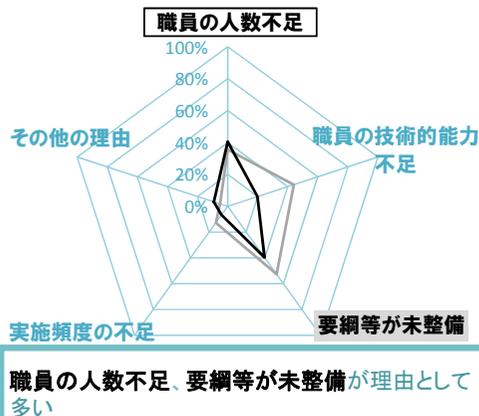
発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

適切に実施できていない発注関係事務

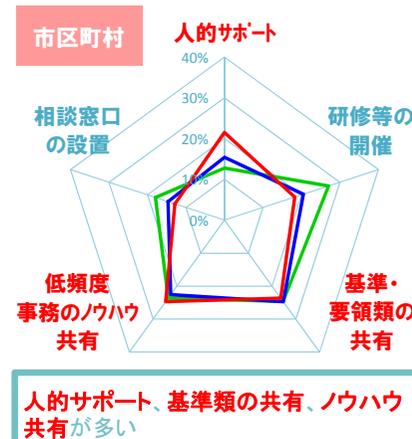
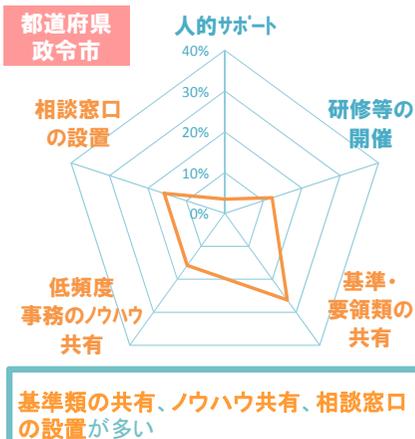
(4) 工事施工段階 (参考資料2:p19,20)



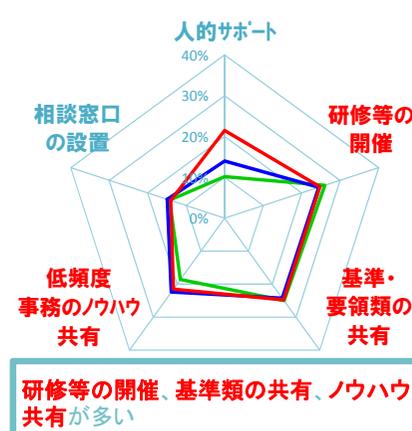
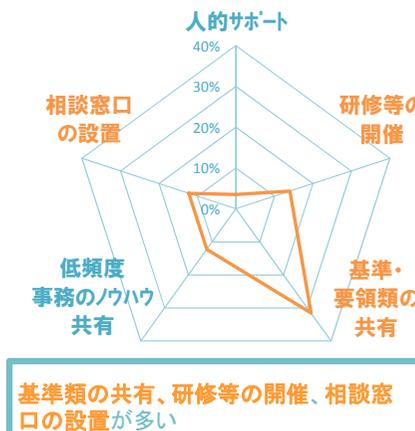
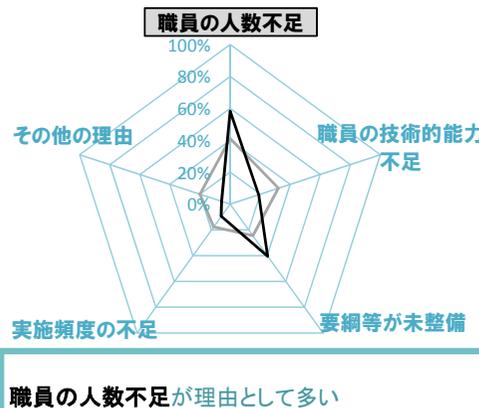
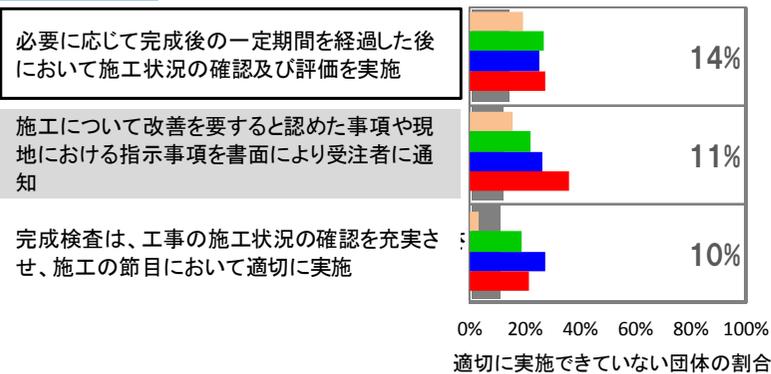
実施できていない理由



望まれる支援の内容



(5) 完成後 (参考資料2:p21,22)



発注者支援業務の活用状況 (参考資料2:p23)

- 地方公共団体共通して、「入札契約段階」における発注者支援業務の活用割合は低い
→ 活用しない理由：「支援者を調達する財源がない」に次いで、「支援者の選定・契約方法等が分からない」、「支援を行う担い手がない」が多い

	都道府県・政令市	市区	町	村
「入札契約段階」における発注者支援業務の活用割合	4%	2%	3%	2%

外部有識者による支援の活用状況 (参考資料2:p24)

- 「市区」の約4割、「町」の約7割、「村」の約9割が、外部有識者による支援を活用していない
→ 外部有識者による支援を活用していない団体の課題：

	都道府県・政令市	市区	町	村
外部有識者による支援を活用していない割合	0%	42%	67%	89%

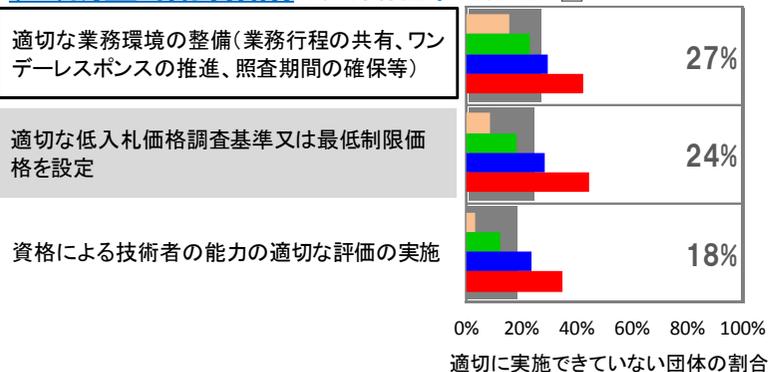
「対象とする技術分野を専門とする外部有識者が不在、または少ない」、「法律や入札契約制度等を専門とする外部有識者が不在、または少ない」が多い

発注者支援の取組事例

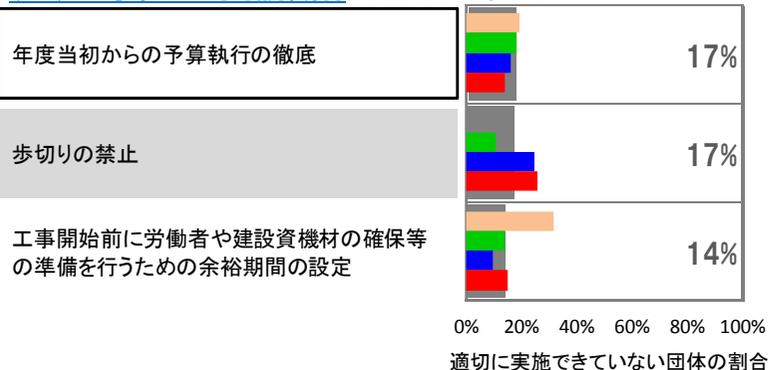
発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

適切に実施できていない発注関係事務

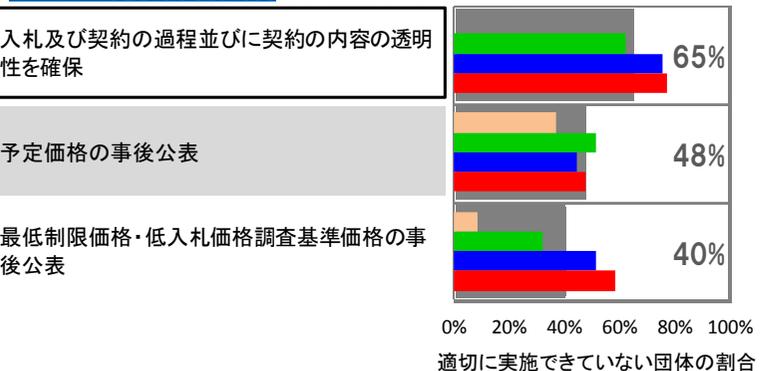
(1) 調査・設計段階 (参考資料2:p13,14)



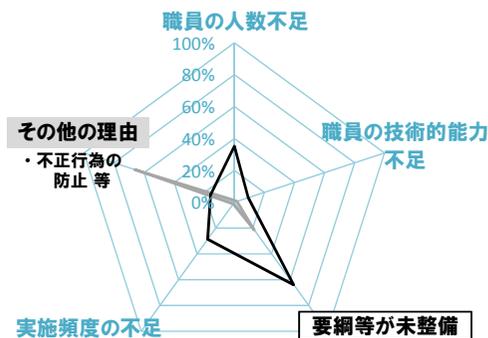
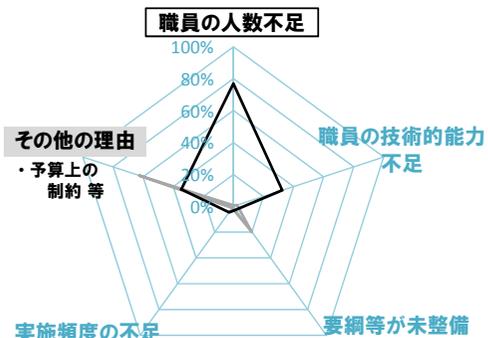
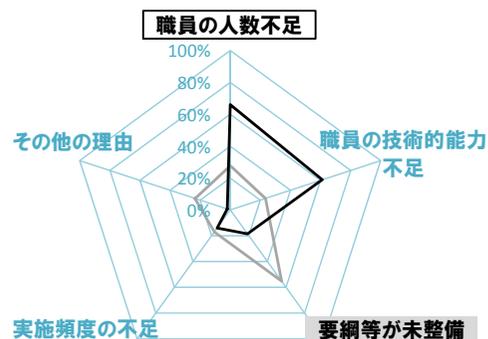
(2) 工事発注準備段階 (参考資料2:p15,16)



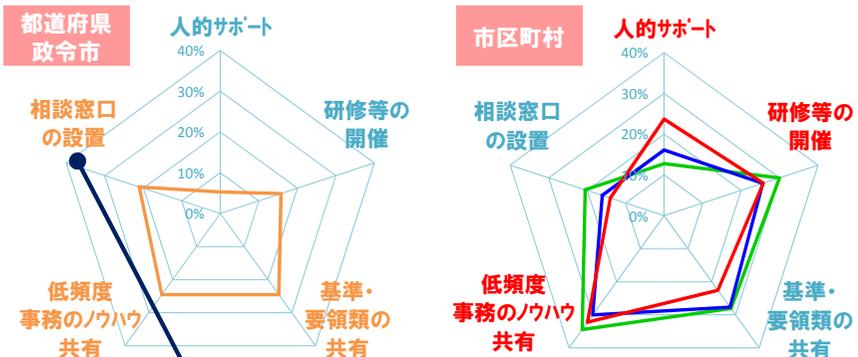
(3) 入札契約段階 (参考資料2:p17,18)



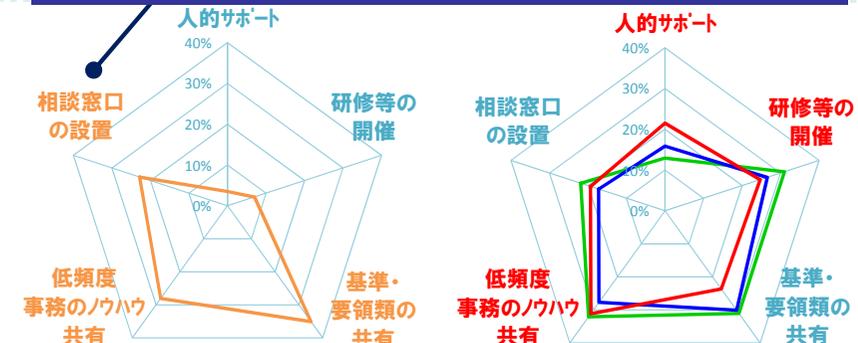
実施できていない理由



望まれる支援の内容



【事例①】メール、電話による相談窓口を地方整備局及び各県に設置

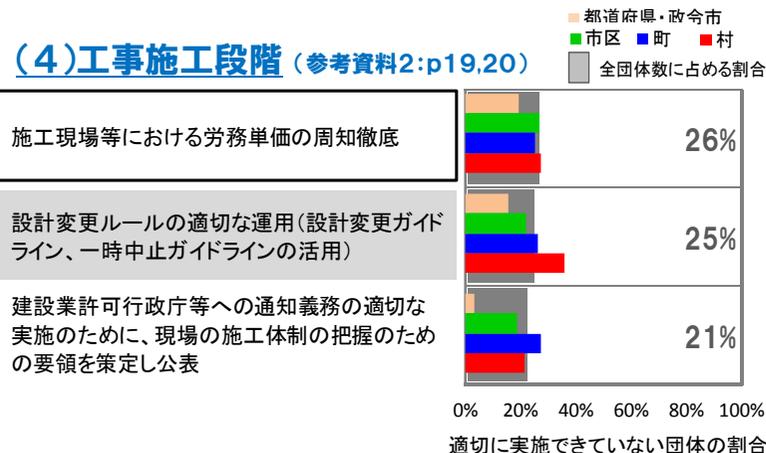


【事例②】自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を実施

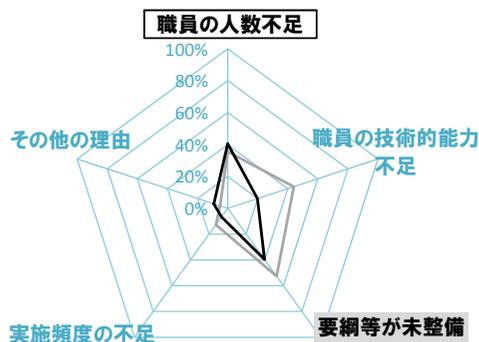
発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

適切に実施できていない発注関係事務

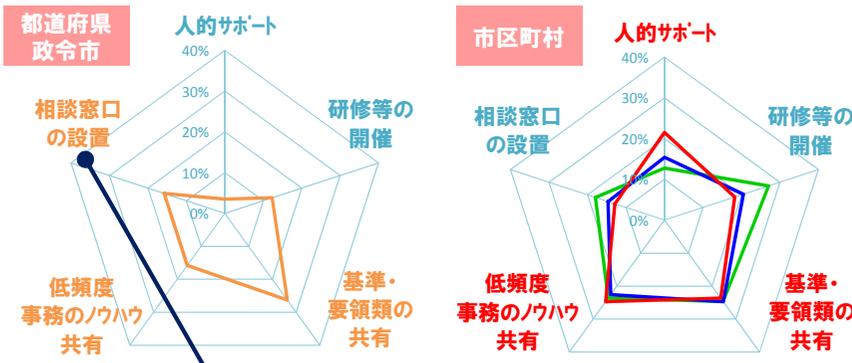
(4) 工事施工段階 (参考資料2:p19,20)



実施できていない理由

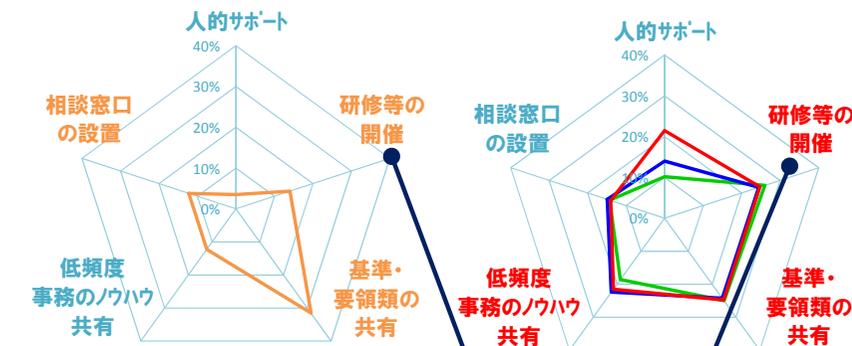
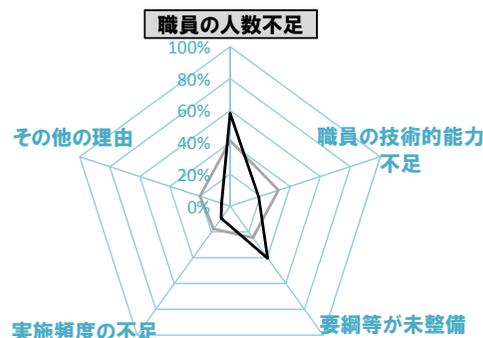
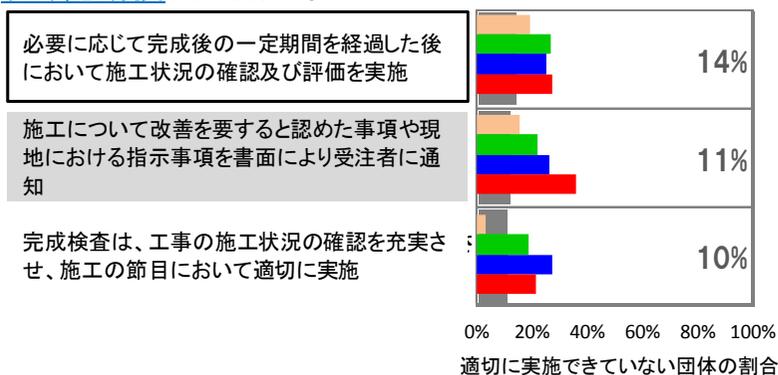


望まれる支援の内容



【事例①】メール、電話による相談窓口を地方整備局及び各県に設置 (再掲)

(5) 完成後 (参考資料2:p21,22)



【事例③】自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会を実施

発注者支援業務の活用状況 (参考資料2:p23)

- 地方公共団体共通して、「入札契約段階」における発注者支援業務の活用割合は低い
 → 活用しない理由：「支援者を調達する財源がない」に次いで、「支援者の選定・契約方法等が分からない」、「支援を行う担い手がない」が多い

【事例④】発注者支援機関認定体制の見直し

外部有識者による支援の活用状況 (参考資料2:p24)

- 「市区」の約4割、「町」の約7割、「村」の約9割が、外部有識者による支援を活用していない
 → 外部有識者による支援を活用していない団体の課題：
 「対象とする技術分野を専門とする外部有識者が不在、または少ない」、
 「法律や入札契約制度等を専門とする外部有識者が不在、または少ない」が多い

【事例⑤】総合評価審査委員として国の職員を派遣

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

【参考】発注者協議会における取組事例

【事例①】メール、電話による相談窓口を地方整備局及び各県に設置 <プラットフォームの新設>

発注者を支援するプラットフォームとして、メール、電話による相談窓口を国土交通省地方整備局及び各県に設置し、発注事務関係の適切な実施に向けた支援を実施

【事例②】自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を実施 <演習講習会>

総合評価方式の導入・拡大に向けた発注者のサポート体制の充実・強化を目的に、自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を実施

【事例③】自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会を実施 <検査への臨場立会>

公共工事の品質が十分に確保されるよう自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、地方整備局発注工事の検査への臨場立会を実施

【事例④】発注者支援機関認定体制の見直し <公共工事発注者支援機関の認定>

発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環として、公共工事発注者支援機関認定制度を策定し、発注者支援機関の認定を実施

【事例⑤】総合評価審査委員として国の職員を派遣 <職員の派遣>

落札者決定基準を定めるための学識者への意見聴取にあたって、総合評価審査委員として職員を派遣することで、総合評価方式の取り組みの支援を実施

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

【事例①】メール、電話による相談窓口を地方整備局及び各県に設置 <プラットフォームの新設>

【目的】発注者を支援するプラットフォームとして、メール、電話による相談窓口を北陸地整技術管理課及び各県に設置し、発注事務関係の適切な実施に向けたフォローを行う。

ワンストップ!発注何でも相談窓口（仮称）

- ◇ 改正品確法の「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、北陸ブロック発注者協議会の相談窓口を常時開設し、メール及び電話などにより相談をうける。
- ◇ 相談窓口は協議会事務局の北陸地方整備局企画部 技術管理課内および各県の協議会担当におく。
- ◇ 相談内容とその回答は蓄積し、協議会HPに掲載して 発注者同士が共有できるようにする。
- ◇ 発注機関の メーリングリストを作成し、情報共有を図る。

【北陸地整窓口】

・メール受付 hinkaku@hrr.mlit.go.jp
24時間、365日 受付

・電話受付
025-370-6702 : 技術管理課 品確チーム
9時～17時 受付

【県部会窓口】

・新潟県 技術管理課技術管理班 TEL025-280-5391
・富山県 建設技術企画課 TEL076-444-3138
・石川県 監理課技術管理室 TEL076-225-1787

相談内容の例

- ◇ 入札・契約全般の発注関係事務に関する相談
 - ◇ 技術提案の適切な審査・評価に関する技術的な相談
 - ◇ 監督・検査・工事成績評定等の円滑な実施に関する相談
 - ◇ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用に関する相談
 - ◇ 研修・講習会などによる発注体制の整備に関する相談
- などなど、基本は何でも受け付けます！

ハイ! 発注に関する事なら何でもどうぞ!



発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

【事例②】自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を実施 <演習講習会>

【目的】

工事の総合評価方式演習講習会は、総合評価方式の導入・拡大に向けた発注者のサポート体制の充実・強化を目的に、自治体職員を対象に実践的な総合評価方式の演習・講習を平成23年度から実施しているもので、3回目となる平成25年度は、3県3会場で開催し、22市町村から計58名の職員の参加がありました。

【内容】

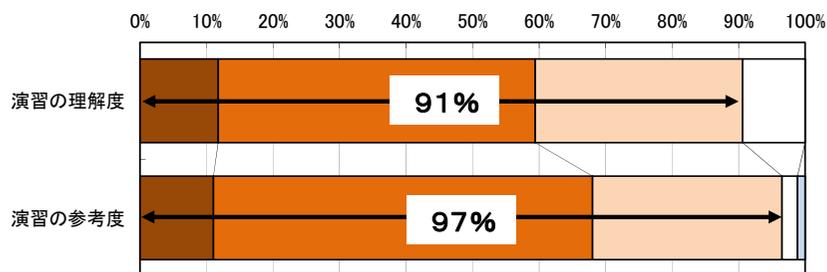
①「企業の施工実績」にかかる評価基準の設定 ② 施工上の配慮事項の設定 ③ 総合評価による判定演習について、具体的な事例をもとに実施しました。

<H25演習講習会参加者のアンケート結果概要>

(回答58名／参加58名)

1. 結果概要

- ◇ 演習講習会終了後に演習の理解度、参考度について、評価(5段階評価)をしてもらい、全参加者58名から回答を得た。
- ◇ 「演習の理解度」については、「やや出来た」という回答を含め、回答者の91%が理解出来たという結果であった。
- ◇ また、「演習の参考度」については、「一部参考になった」という回答を含め、回答者の97%が参考になったという結果であった。



演習項目	高い ←————→ 低い				
	評価5	評価4	評価3	評価2	評価1
演習の理解度	よくできた	できた	ややできた	ややできなかった	できなかった
演習の参考度	非常に参考になった	参考になった	一部参考になった	どちらともいえない	参考にならなかった

- ◇ 新潟会場【北陸地方整備局 4階共用会議室】
平成26年1月21日開催(新潟県他、5市1村の職員24名が参加)
- ◇ 富山会場【富山河川国道事務所 3階大会議室】
平成26年1月23日開催(富山県内の6市1町の職員17名が参加)
- ◇ 石川会場【金沢河川国道事務所 2階会議室】
平成26年1月22日開催(石川県他、7市2町の職員17名が参加)



※今年度も平成26年12月～平成27年1月に開催予定

2. 主なご意見

◇ 良かった点

- ・ 演習を織り交ぜた講習はとても分かりやすく、とても有意義であった。
- ・ 具体的に工事を設定してあったので、イメージしやすかった。
- ・ 実務と兼ねて理解が進んだ。総合評価の進め方が分かった。 など

◇ 改善して欲しい点

- ・ 基本的事項の理解がないため、その説明をもう少し頂ければ良かった。
- ・ 制度についての説明をもう少し時間をとって欲しかった。
- ・ 建築工事についても演習して欲しい など

発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

【事例③】自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会を実施 <検査への臨場立会>

北陸地方整備局では、H17.4の品確法の施行を受け、公共工事の品質が十分に確保されるよう、自治体への育成支援の一環として、適正な検査技術の習得を目的に、整備局発注工事検査への臨場立会を実施しています。この取り組みはH18年度から実施しており、今年度で9回目になります

【臨場立会対象者】

新潟県、富山県、石川県及び各県内市町村検査担当職員

【開催事務所】管内 12事務所

新潟県内：高田河川国道、羽越河川国道、信濃川河川、
信濃川下流河川、阿賀野川河川、湯沢砂防、
長岡国道、新潟国道

富山県内：富山河川国道、黒部河川、立山砂防

石川県内：金沢河川国道

【開催期間及び実施回数の実績】

平成22年度 5月～11月 19回

平成23年度 6月～11月 12回

平成24年度 6月～11月 19回

平成25年度 6月～11月 12回

平成26年度 6月～11月 7回(10月末現在)

【H26年度 参加実績】延べ11人 (H25年度は、延べ23人)

◆県・政令市：富山県、石川県 (5人)

◆市等：南魚沼市、七尾市、小松市(計3市 6人)

◆参加者の感想

○参考になった点

- ・改良の設計の考え方や、添加量の管理、発現強度の確認など、不可視部の品質確認を重点的に行っている点が非常に参考になりました。
- ・実際の検査に立会ができ、施工業者に対する説明の求め方や完成図書の見直し指導等、実際の声を聞くことにより、今後の検査業務にあたり大変参考になりました。

○要望点

- ・採点表の運用事例の講習(チェックをつける、つけない、の事例)があれば、ぜひ参加してみたいです。
- ・工事概要を把握できる平面図等の資料があれば良いと感じました。



【事例④】発注者支援機関認定体制の見直し〈公共工事発注者支援機関の認定〉

中部ブロックでの試行的取組—発注者支援機関の経緯と見直し—

『公共工事発注者支援機関の認定制度』(H17～)

○認定制度の目的

中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』に基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関認定制度を平成17年8月より実施

○「施工体制の確保に関する推進協議会」が以下の認定要件を総合的に判断し、発注者支援機関を認定

- ・公平性、中立性が担保されること
- ・公共工事に関する各種基準に精通していること(専門性の担保)
- ・法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されていること
- ・業務遂行に必要な技術者が確保されること

(委員会)	
国土交通省	中部地方整備局 企画部長
国土交通省	中部地方整備局 営繕部長
国土交通省	中部地方整備局 港湾空港部長
岐阜県	県土整備部長
静岡県	交通基盤部長
愛知県	建設部長
三重県	県土整備部長
名古屋市	緑政土木局長
静岡市	建設局長
浜松市	土木部長

これまでの発注者支援機関に対する課題

【見直しの観点】

- ・民間企業等の参入の阻害
- ・透明性、公平性の確保
- ・公共サービスの維持向上

【対応】

- ①発注者支援機関業務の限定
- ②発注者支援機関の選定要件の見直し
例: 民間企業の参入可
- ③発注者支援機関の認定組織の見直し
例: 有識者の参加により評価

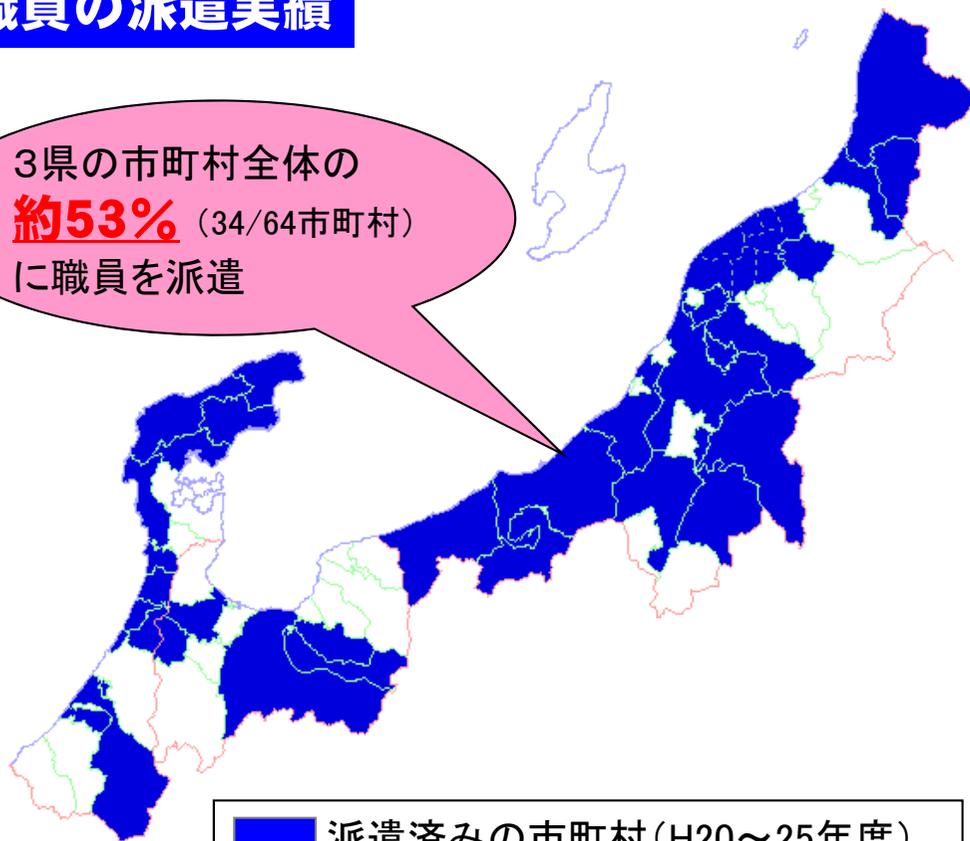
発注体制を整備できない発注者に対する支援のあり方

【事例⑤】総合評価審査委員として国の職員を派遣 <職員の派遣>

【目的】 落札者決定基準を定めるための学識者への意見聴取にあたって、総合評価審査委員として職員を派遣することで、自治体への総合評価の取り組みを支援

職員の派遣実績

3県の市町村全体の
約53% (34/64市町村)
に職員を派遣



職員の派遣によるメリット

- ◇ 総合評価に関する技術的助言だけでなく、入札・契約全般についても相談が可能
- ◇ 派遣職員に対する謝金、交通費は不要
→ 行政コストの低減が可能

派遣自治体の感想

- ・ 実際に多数の総合評価方式を実施している国からの助言は有益であり、かつ、市の取り組みにも活用できた
- ・ 総合評価等に関する最新情報を得ることができた

【H20~25年度の派遣実績】

34市町村 (重複除く) に総合評価審査委員として職員(事務所副所長)を派遣